農林土木工事特記仕様書（令和８年８月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和６年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第２条　「徳島県農林土木工事共通仕様書　令和６年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24　建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1　適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11　工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13　施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3)受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。

②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と３ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1.選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

4.低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15　現場代理人及び主任技術者等

5.監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項（1）を準用するものとする。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57　しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第２号）または標板（様式第３号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項）

第３条　第３条　「徳島県農林土木工事施工管理基準　令和６年１２月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第４条　当初請負額が 500 万円以上、3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

４　施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

５　受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（１）徳島県工事検査規程第７条の補修工事の請求又は第８条の簡易な修補の指示が行われた場合

（２）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（３）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領 徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

（１日未満で完了する作業の積算）

第５条　１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

２　受注者は、別に定める「１日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

３　同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。

４　受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ

型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。

５　災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

６　１日未満積算基準「３判定方法（３）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇条第〇項の施工箇所とする。

１日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

第６条　本工事は、日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

２　施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

３　夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が３０度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

４　試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温３０℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT２５℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第７条　本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

２　受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第８条　本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

２　猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、５月１日から１０月３１日までとする。

３　現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
　また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

４　現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協

議を行うことができる。

5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/

（資材価格高騰に対する特例措置）

第９条　本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2　本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（共通仮設費率分の適切な設計変更）

第１０条　本工事は、「農業土木工事における準備費の設計変更に係る運用」の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち準備費の伐開・除根・除草等に係る経費」について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、必要となる割増し経費について、設計変更の協議をすることができる。

運用掲載場所
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314776/

（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

第１１条　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2　調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	規格	設計数量
高密度ポリエチレン管	φ１５０mm	４５m
〃	φ７５mm	３m

3　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次の場合を想定している。

(1)調達検討資材の代替資材を調達した場合

(2)調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

(3)調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

なお、代替資材を調達する場合は、受注者は、協議の際に代替資材が設計図書で求められる機能や品質等を満足していることが確認できる資料を監督員等へ提出するものとする。

4　受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督員等に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

また、監督員から、別途調達経費の状況について報告を求められた場合は、その都度、速やかに報告するものとする。

5　本運用は、当面の間の運用とする。

運用掲載場所
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314520/

（仮設トイレの洋式化）

第１２条　受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

２　受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。

３　受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第１３条　受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

２　試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/

（オンライン電子納品）

第１４条　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

２ なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第１５条　受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

２　対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県 CALS/EC HP
https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/

（週休２日確保工事）

第１６条　本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休２日に取り組む「週休２日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休２日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

２　実施要領に基づき本工事で完全週休２日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

３　施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休２日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休２日確保工事等実施要領
徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/



（標示板記載例）月単位の場合



（標示板記載例）完全週休２日（土日）の場合

（暫定単価方式の試行）

第１７条　本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下、「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

２　特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。

３　設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。

４　契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。